

「山形県男女共同参画審議会」の委員を募集します

山形県男女共同参画審議会委員 募集要項

趣 旨

山形県男女共同参画推進条例第 20 条に基づき設置されている山形県男女共同参画審議会において、県民のみなさんからの意見を幅広く県政に反映させるため、委員を公募するもの

1 山形県男女共同参画審議会の概要

(1) 審議会の仕事

- ・ 男女共同参画推進に関する県の施策についての調査審議
- ・ 男女共同参画計画の進捗状況に関する調査審議
- ・ 男女共同参画の推進に関する県の施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策にかかる苦情等の申し出に対する調査審議

(2) 審議会の回数

- ・ 通常年 1 ～ 2 回程度。ただし、必要に応じて随時開催する。

(3) 構 成 委員 15 名以内（公募委員含む）

(4) 任 期 2 年 （令和 8 年 11 月 1 日～令和 10 年 10 月 31 日）

(5) 報 酬 等 県規定による報酬と出席のための旅費を支給する。

2 募集内容

(1) 募集人員 4 名程度

(2) 応募資格 県内在住で男女共同参画の推進に意欲があり、平日に山形市内で開催される会議に出席できる方

3 応募方法

応募用紙（別紙様式）により、以下の要領で申し込むこととする。

（応募用紙は下記 URL の山形県ホームページからダウンロード可能）

URL:<https://www.pref.yamagata.jp/010003/r8danjosingikaikoubo.html>

(1) 記載事項

①氏名 ②年齢 ③性別 ④住所 ⑤電話番号等 ⑥職業 ⑦作文 ⑧男女共同参画に関する関わり（団体・グループの会員としての活動状況等）⑨履歴書（写真貼付）

(2) 作文について

以下のテーマで 400 字程度にまとめること。

＜テーマ＞

- ・ 男女共同参画を推進するために必要かつ効果的な取り組みについて
- ・ 男女共同参画の必要性や重要性について県民の理解を深めるためにはどのようにすべきか

(3) 送付方法 郵送、電子メールにて受付

(4) 募集期間 令和 8 年 8 月 24 日（月）～ 9 月 16 日（水）【期間内必着】

4 公募委員の決定

(1) 決定方法

しあわせ子育て応援部に設置する選考委員会において、提出された作文等を総合的に判断し選考する。

必要に応じて面接を実施する。

(2) 結果通知

選考後速やかに、応募者全員に結果を通知する。選考外となった応募者には、履歴書を返送する。

選考の経過、結果についてのお問い合わせには応じない。

5 応募・問い合わせ先

住 所： 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課

T E L : 023-630-2262 FAX : 023-632-8238

Eメール : ywakamono@pref.yamagata.jp

「参 考」

山形県男女共同参画推進条例（抜粋）

第3章 男女共同参画審議会

（審議会の設置）

第20条 男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

3 委員は、男女共同参画に関し学識経験を有する者及び公募に応じた者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることを妨げない。

（会長）

第22条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第24条 審議会は、県民及び事業者からの苦情その他の意見の申出等について調査審議させるために部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（庶務）

第25条 審議会の庶務は、しあわせ子育て応援部において処理する。

（委任）

第26条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。